

規則

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨

埼玉県教育委員会規則第九号

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則（令和二年埼玉県教育委員会規則第

三号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

報酬基準額表

区分	非常勤の講師（高等学校の特別非常勤講師を除く。）						高等学校の特別非常勤講師
	高等学校		特別支援学校		小学校、中学校及び義務教育学校		
	普通免許状	臨時免許状	普通免許状	臨時免許状	普通免許状	臨時免許状	
報酬基準額	403,541円	325,433円	371,343円	299,431円	369,210円	297,603円	422,332円

備考

- この表において「特別非常勤講師」とは、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第3条の2に規定する非常勤の講師をいう。
- この表の適用を受ける非常勤の講師（高等学校の特別非常勤講師を除く。）の任用時に有する各相当学校の教員の相当免許状が、教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状であるときは普通免許状欄を、同条第4項に規定する臨時免許状であるときは臨時免許状欄をそれぞれ適用する。
- 特別支援学校の特別非常勤講師については、特別支援学校の普通免許状欄を適用する。

附則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和六年四月一

日から適用する。

(報酬等の内払)

2 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の規定に基づいて支給された報酬等は、改正後の規則の規定による報酬等の内払とみなす。